

山形市球技場 ご利用案内



人工芝面積 84m×148m

- ・ サッカー(一般×1面)
ラインカラー(白)
- ・ サッカー(少年×2面)
ラインカラー(青)
- ・ ラグビー(1面)
ラインカラー(黄)
- ・ グラウンドゴルフ
(8ホール×2)

〒990-0053
山形市薬師町2-22-72
TEL (023)674-7096
FAX (023)674-7097

施設使用料金

アマチュアスポーツに 使用する場合	入場料を徴収しない場合		2,500円	1時間まで毎
	入場料を徴収する場合		7,500円	
アマチュアスポーツ以外 に 使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	7,500円	
		営利を目的とする場合	25,000円	
	入場料を徴収する場合		75,000円	
会議室 (1室)			1,000円	1時間まで毎

設備使用料

照明設備	4,000円	1時間まで毎
放送設備	300円	
更衣室 (1室)	1,000円	

冷暖房使用料

更衣室 (1室)	500円	1時間まで毎
会議室 (1室)	500円	
本部室 (1室)	500円	

<備考>

1. 競技場及び照明設備において、1/2の施設を使用する場合は、それぞれの使用利用の1/2の額とする。
2. 高校生以下が使用する場合はそれぞれの使用料の1/2の額とする。
3. 施設を準備のために使用する場合は、それぞれの使用料の1/2の額とする。
4. 前3項の規定により算出した使用料の額に10円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

1. 使用する器具、備品、施設については、事前に打合せの上使用許可を受けて下さい。
2. 使用時間には準備、清掃、後片付けの時間を含んでおります。利用時間以外はフィールド部に入場することはできません。
3. 施設利用の打合せ及び使用許可申請は、利用日前日の2週間前までに完了して下さい。
4. 施設内にはゴミ箱を設置しておりません。ゴミのお持ち帰りにご協力下さい。
5. 敷地内は駐車場を含み、禁煙となっております。
6. 使用者の責によらない理由により、施設を使用することができなかった時は、還付申請書の提出により施設使用料を還付することができます。(使用日の10日後までに還付申請手続きを完了して下さい。)
※ 還付申請必要書類 (①使用許可申請書兼領収書 ②印鑑 ③申請者名義の口座番号)
7. 使用者都合で施設を使用しなくなった場合は原則還付はしません。ただし、使用日の11日前までに還付申請書を提出された場合にのみ施設使用料を還付することができます。
※ 還付申請必要書類 (①使用許可申請書兼領収書 ②印鑑 ③申請者名義の口座番号)
8. 使用者の責によらない理由により、施設を使用することができなかったときは、使用日の変更を選択することも可能です。(使用日の変更は原則1回限りとします。)